

2021年度の事業及び活動に関する報告

1. 図書教材の質的向上に関する調査研究（定款第5条第1項）

（1）図書教材の質的向上に関する資料・情報の収集とその調査研究

国公民間立教育研究機関が行った各教科の研究発表やシンポジウム、日本教材学会（教材学会）の研究発表大会などでの研究報告をはじめ、全国連合小学校長会や全日本中学校長会の研究会などの資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

（2）第36期学校教材調査会（小学校）の実施準備

当初の予定から1年延期して2022年度に実施する第36期（小学校）調査会事業に向けて編集部長会を中心に準備を行った。

（3）全国教育研究所連盟（全教連）、関東地区教育研究所連盟（関教連）、各教育研究機関及び各教科の研究会等の研究会、シンポジウム等への参加と研究の推進

全教連の総会、研究発表大会や関教連の総会、委員会、研究協議会等へ出席するとともに、各種教育研究の発表会やシンポジウムにも参加し、資料・情報を収集するとともに研究を深めた。

（4）民間教育研究所連盟（民教連）による研究の推進

民教連（全教連の全国8ブロックの1地区教育研究所連盟として28機関が加盟）の研究活動に全面的に協力し、研究を進めた。

（5）日本教材学会の活動支援

教材学会の研究発表大会や研究会の開催及び支部活動へは、編集部長会等の全面的な協力のもと、予算面も含めて協力・支援を行った。

（6）ICT教育、教材等に関する調査研究

1) デジタル教材戦略会議の開催

出版社代表者、堀田龍也理事、渡部竜土理事・事務局長で構成するデジタル教材戦略会議を設置し、2021年11月30日（火）に第1回、2022年3月11日（金）に第2回を開催し、「ICT活用に対応した学校用デジタル教材ビジョン」を策定し

て2021年12月にプレスリリースしたほか、デジタル教材の諸課題について意見交換した。

2) デジタル教材及びICTを活用した教育についての資料・情報の収集とその調査研究

デジタル教材及びICTを活用した教育については、文科省や各種団体（学習情報研究センター（学情研）や日本教育情報化振興会（JAPET&CEC）等）の資料・情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

3) 学習指導要領コードの研究

学習指導要領コードを用いたデジタル教科書とデジタル教材の連携について、編集部長会を中心に研究した。

2. 図書教材の出版倫理の維持高揚（定款第5条第2項）

(1) 出版倫理の確立を図るための諸会議・研修会等の開催

図書教材等についての模倣や剽窃、他社の経営方針などについての中傷、誹謗や知的所有権の不適切な処理など出版倫理・経営倫理にもとる行為が行われないよう総会、理事会、各部会等において出版倫理の意識高揚を図った。

(2) 著作権や出版権及び商標権等の知的所有権並びに不正競争防止法等に関する調査研究

図書教材やソフトウェアについての著作権、出版権等著作権法上の権利並びに商標権、意匠権、実用新案権、特許権等の工業所有権など知的所有権全体についての権利及び不正競争防止法上の権利等を守るため、文化庁、特許庁等の行政機関や日本文藝家協会（文藝協）、日本ユニ著作権センター（JUCC）、日本音楽著作権協会（JASRAC）、日本写真著作権協会（JPCA）、日本写真家協会（JPS）、日本児童文芸家協会（児文芸）、日本児童文学者協会（児文協）、日本児童出版美術家連盟（童美連）、ソフトウェア著作権協会（ACCS）、著作権情報センター、著作権法学会、出版者著作権管理機構（JCOPY）、日本複製権センター（JRRC）等が開く総会、委員会、研究会、講習会、シンポジウムなどに出席して資料・情報を収集し研究を進めた。

(3) 著作権等知的所有権についての研修会への参加促進と紹介あっせん

文化庁はじめ各種知的所有権関係団体等が開く研修会については、随時各社に情

報提供を行い、参加を促進した。

(4) 知的所有権認識の啓発

写真やさし絵、文学作品などの知的所有権を尊重するため、当協会とJ P S、童美連、児文協、児文芸、文藝協、J A S R A C等との間で締結された覚書や協定などを正しく遵守して図書教材作りを進めるよう機会あるごとに啓発を行った。また、教科書を参考とする教材作りについても知的所有権や出版倫理の上で指摘や非難を受けることのないよう啓発活動を行った。

(5) 授業目的公衆送信補償金制度への対応と、教材と著作権についての対外宣伝活動

授業目的公衆送信補償金制度の実施に伴い、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会(S A R T R A S)のフォーラムに出席するとともに、その構成団体のひとつである出版教育著作権協議会にも出席し資料・情報を収集した。特に、改正著作権法第35条運用指針の検討過程では教材業界として意見を述べた。

また、学校から出版社や販売店に、補償金制度、オンライン授業での公衆送信等問い合わせが寄せられていることを受けて、協会ホームページに教材と著作権についての解説とFAQを掲載した。

3. 図書教材及びその効果的使用についての啓発普及(定款第5条第3項)

(1) 図書教材の価値、役割と教育的必要性の啓発宣伝

1) マスコミ等に対して、図書教材の教育的必要性や価値、役割、教育上の効果等について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう求めた。また、文科省、教委、全教連、国公民間立教育研究機関、各教科の研究会、教材学会、校長会等の総会、研究会、シンポジウムなどに参加して、図書教材の内容や協会の事業、活動について資料・情報を提供して正しい知識と理解を深めるよう啓発した。

2) 図書教材の活用法を若い教師などへ伝える広報活動として、学校教材調査会の専門委員に小学校の図書教材の利用法などをまとめていただいたものを、協会ホームページで公開した。

3) 協会ホームページでは、啓発資料等は常にダウンロードして活用できるよう随時更新を行った。

(2) 一般社団法人全国図書教材協議会(全図協)及び日本教材学会との連携による啓発

宣伝

図書教材やデジタル教材の普及、啓発、採用促進運動などについては、全図協、教材学会と協力し、各種資料の配布や協会ホームページ、文書等による各種啓発宣伝等を進めた。

4. 図書教材に関する情報、資料等及び実物の収集（定款第5条第1項及び第4項）

（1）図書教材類の収集とその保管展示

小・中学校用図書教材や教具などの提供を関係各社より受け、主要なものは保管展示した。

（2）教科書・教師用指導書の収集と関係教材各社への提供及びその調査研究と保管展示

教科書・教師用指導書の収集と調査研究については、①小・中学校教科書訂正情報②2021年度用中学校教科書供給本・教師用指導書、③2021年度及び2022年度用高校教科書供給本一の収集と提供を行うとともに、その内容についての研究を進め、主要なものは保管展示した。

（3）教科書の採択に関する資料・情報の収集と提供

2022年度の教科書採択集計資料並びに教科書会社の発行する定期刊行物、研究資料に関する情報を収集し研究するとともに、各社に提供した。

5. 図書教材及び教育全般に関する研修会等の開催（定款第5条第5項）

（1）著作権勉強会及び研修会の開催

教材作成上の著作権に関する課題や、授業目的公衆送信補償金制度に関する教材の著作権を題材に、2021年6月18日にオンラインにて勉強会を開いた。講師には前田哲男顧問弁護士を迎え、加盟社編集部長を中心に参加した。また8月31日には同じく前田弁護士を講師に、広く編集者を対象に著作権の基本を解説するオンライン研修会を開催した。

（2）図書教材の質的向上を図るための研修会・フォーラム企画

新型コロナウイルス感染症の広がりを受けて開催延期とした「子どもとことばのカフォーラム」については、今年度も開催を見送った。

(3) 編集部長会の開催

図書教材の改善充実を進めるため、小・中学校編集部長会を開き、図書教材に関する研究、文科省・国研・全教連などの教育課程に関する分析や学力調査、合法的でルールに則った教科書準拠教材作り、著作権者などの権利の尊重、知的所有権及び不正競争防止法上の問題の処理、機関紙の作成、教材学会事業への協力などについて研究と対応の検討を行った。

6. 関係官庁及び関係団体等との連絡協調（定款第5条第6項）

(1) 文科省有識者会議への参画

文科省教科書課からの要請により、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」「教科書・教材・ソフトウェアの在り方ワーキンググループ」に森達也理事が、「デジタル教科書の普及促進に向けた技術的な課題に関するワーキンググループ」に渡部理事・事務局長が委員として出席し、会議において教材業界への理解を広げていくとともに、事務局を通じて協議内容を各社に報告した。また、検討会議の中間まとめに対する文科省の意見聴取依頼を受けて、教材業界としての意見書を提出したほか、文科省の「学習者用デジタル教科書のクラウド配信に関するフィージビリティ検証事業」に関わる有識者ヒアリング依頼に対し、日図協役員、会員各社からの意見を踏まえて回答した。

(2) 出版文化団体、仲介業務団体等との連絡協調

日本書籍出版協会（書協）、日本雑誌協会、新聞協会、児文芸、児文協、文藝協、童美連、JPCA、JPS、JCOPY、JRRC、JASRAC、ACCS、JUC C C、SARTRASなどの総会、研究会、シンポジウム等に参加したり、相互訪問を通して理解を深めた。

(3) 教科書関係及び図書教材・教育関係諸団体との連絡協調

- 1) 教科書協会、教科書研究センター、教科書著作権協会（教著協）、教科書供給協会、学習教材協会など関連する教育出版・著作権管理団体については、相互の友好関係を深めた。
- 2) 全日本教育材料連合会、日本心理検査協会、日本教材備品協会、学情研、JAPE T & C E C等の教育関係団体については、総会、理事会、研究会、シンポジウムなどへの参加をはじめ、相互訪問を通して資料・情報の交換を行うなど相互の理解と友好

を深めた。

(4) 教科書著作権協会との協力体制の確立

コロナ禍のもと、両団体の代表による懇談会を開けなかったが、次期教科書改訂に向けてルール改定をするべく教著協との協議会を2月から開始した。また、事務局間の連絡は密にして、相互信頼と友好関係を深めるよう努めた。

7. 図書教材出版事業の改善合理化に関する調査研究（定款第5条第7項）

(1) 受発注業務の合理化に関する事業の推進

ネットワーク委員会では、2021年6月15日に委員会を開き、稼働状況の確認や次年度以降の改善・運用の検討を行った。

(2) 流通等の業務の合理化に関する調査研究

業務委員会では、2021年6月8日、10月5日に委員会を開き、新学期教材の供給と流通全般における諸課題などについて情報交換を行った。

8. 機関紙及び調査研究報告書等の発行（定款第5条第8項）

(1) 協会の事業、活動を円滑、強力に進めるための機関紙の作成とその配布

協会はじめ、全図協、都道府県協会、教材学会等の事業、活動などを正しく広報するため、加盟社の全面的な協力により、機関紙「図書教材新報」を月刊で12回発行した。

(2) 各種調査研究報告書等の作成とその配布

今年度に新しい報告書の発刊はなかったが、これまでの研究センターの調査研究報告書を活用し関係各所に配布した。

(3) 初任者研修用教材テキストの配布

新任教員向けテキスト「授業と教材—教材の正しい理解と活用のために」を加盟社をはじめ、要請のあった教育研究センターや教材・教科書出版社、教材販売店へ無償提供した。

9. 図書教材の作成に関する著作権等の権利処理事務（定款第5条第9項）

（1）教科書に準拠する教材作りに関する権利処理事務の実施

教著協との契約に基づき、所定の事務処理を適切に行った。また、次期教科書改訂に向けてルール改定をするべく教著協との協議を2月から開始した。

（2）国語教科書掲載作品等の著作権者への権利処理事務の実施

児童文学者団体及び文藝協との協定に基づき、著作権者への所定の権利処理事務を適切に行った。また、処理に使用している著作者データベースシステムをデジタル教材に対応した機能改修を行うため、編集部長会を中心に検討し開発準備を行った。

10. 基本財産（不動産）の運用（定款第5条第9項）

（1）協会ビル2階3階の賃貸運用を行った。今年度は退去者が多く、空き室は15月（月×部屋数）＜17.9％＞となった。

2021年度事業報告の附属明細書について

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書は「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。